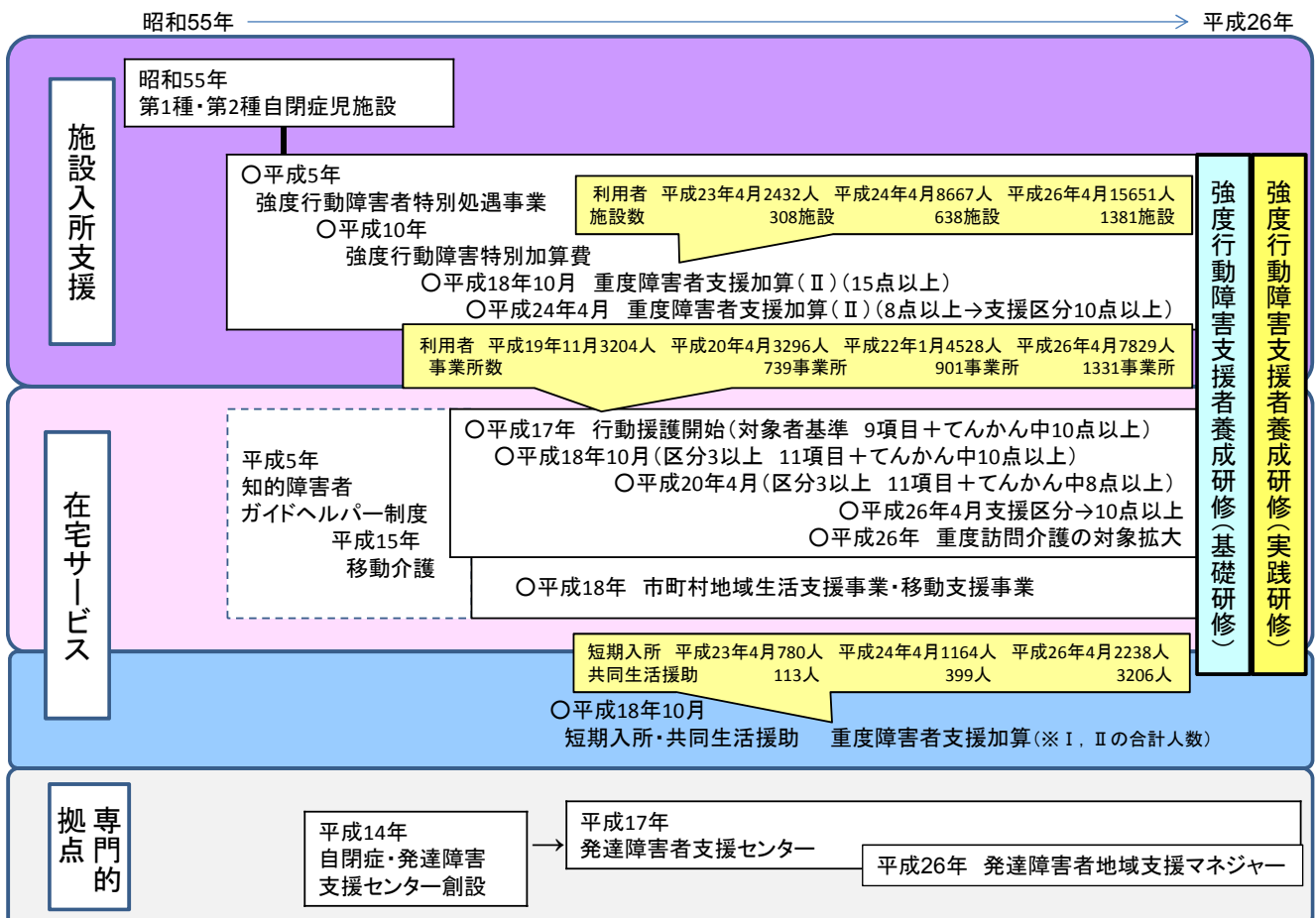


研修の意図と期待すること

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室長 竹林 経治

強度行動障害の施策の経過



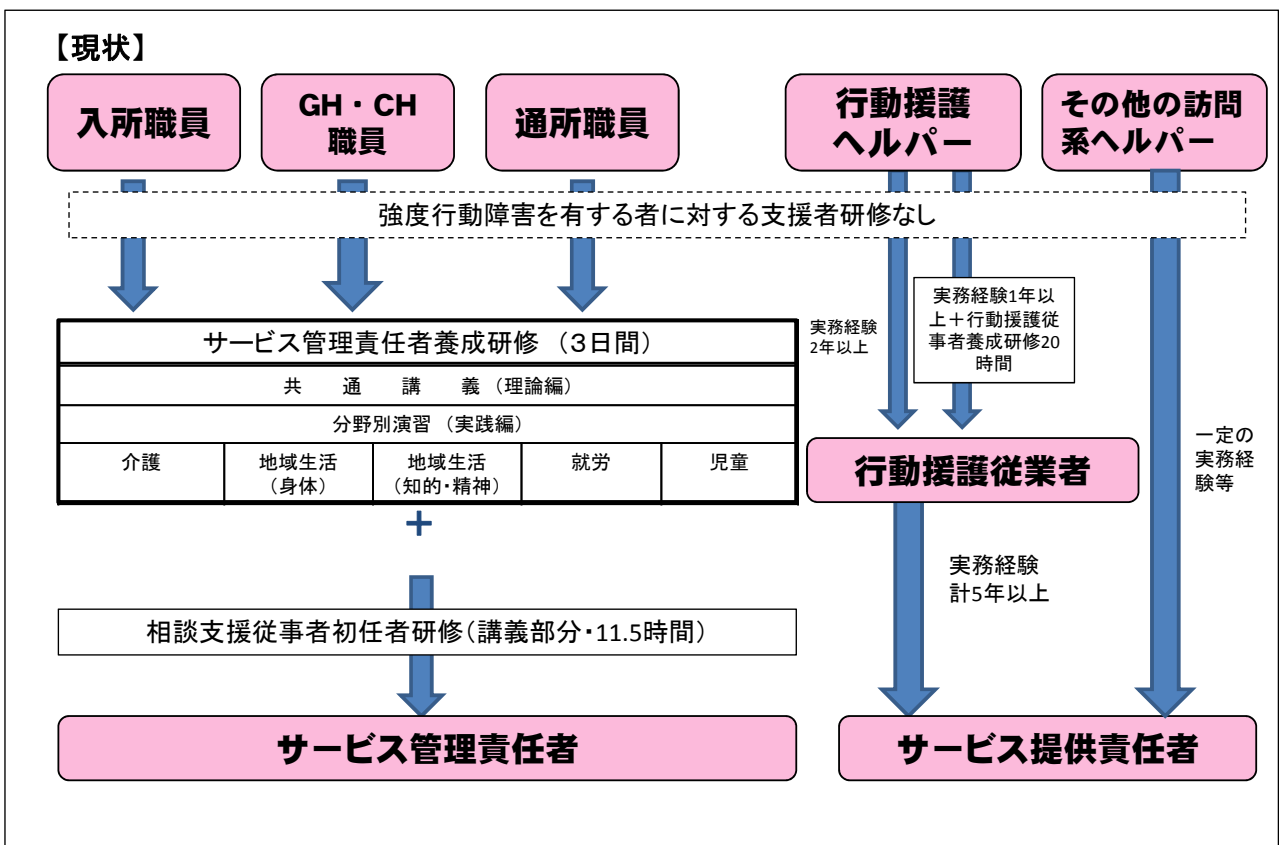
強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では**事業所の受け入れが困難**であったり、受け入れ後の**不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性**も懸念されている。

一方で、施設等において**適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性**も報告されており、**強度行動障害に関する体系的な研修が必要**とされている。このため、平成25年度に、研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施することとした。また、平成25年度予算案において、都道府県が実施する強度行動障害を有する者等を支援する職員を養成するための**研修事業を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込んだ**ところであるので、積極的な取り組みに努められたい。

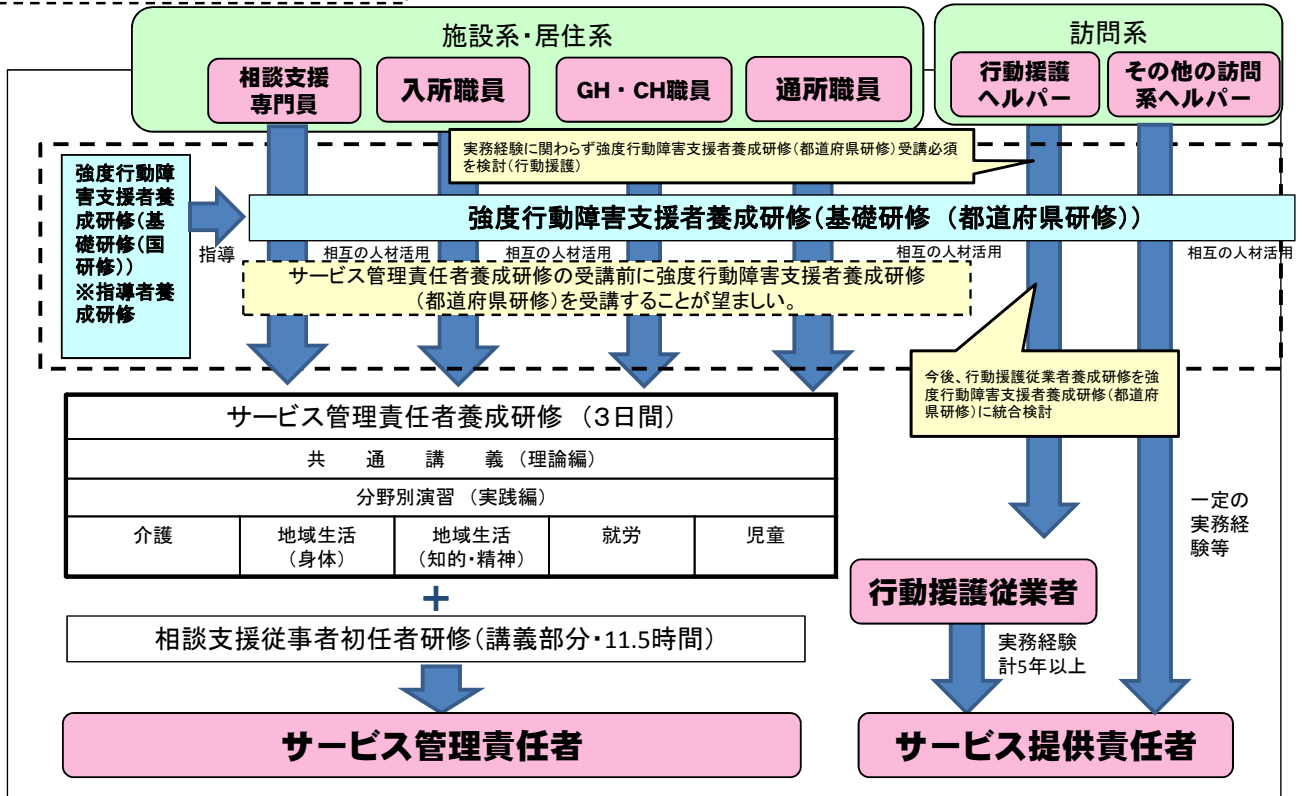
3

【参考(平成24年度)】



4

【参考(平成25年度)】



【見直しに当たっての趣旨】

- 専門的な人材の育成(強度行動障害の特性から虐待につながりやすい→虐待防止の観点)
- 知的障害者等の支援者のキャリアパスの形成
- 施設、通所等の拠点型サービスの人材育成機能の地域展開
- 訪問系サービスの普及拡大、質の向上(行動援護、重度訪問介護)

今後の強度行動障害者への支援体制整備(イメージ)

1. 専門的な人材の育成

- (1) 虐待防止・身体拘束廃止の観点から
- (2) 強度行動障害への対応を中心とした研修体系

2. 訪問系サービスの普及拡大、質の向上 (行動援護、重度訪問介護)

強度行動障害支援者養成研修の実施

3. 施設、通所等の拠点型サービスの人材育成機能の地域展開

虐待防止・身体拘束廃止の観点から

(参考)

千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事例について

【事案の概要】 昨年11月 上記センター(千葉県社会福祉事業団が指定管理者として運営)の強度行動障害を有する利用者が、職員から暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡

(※本年3月11日:当該職員は傷害致死容疑で逮捕)

※ 確認された状況

(平成16年度から平成25年度まで10年間)

- 身体的虐待(暴行)

職員	11人	被虐待者	17人
----	-----	------	-----
- 性的虐待

職員	2人	被虐待者	2人
----	----	------	----
- 心理的虐待

職員	3人	被虐待者	4人
----	----	------	----

合計(実人数) 虐待者 15人 被虐待者 23人

(*この他に、虐待を行った疑義のある者3人)

袖ヶ浦虐待

暴行「意図的で陰湿」

第三者委中間報告 元職員5人を批判

千葉県袖ヶ浦市の県立障害者支援施設「袖ヶ浦福祉センター」の元職員5人が、昨年11月、同センターで発生した暴行事件に関与していたとして、千葉県社会福祉事業団から懲戒処分を受けた。このうち3人は、懲戒処分を受けた後、退職した。残り2人は、懲戒処分を受けた後、退職しなかった。このうち1人は、懲戒処分を受けた後、退職した。残り1人は、懲戒処分を受けた後、退職しなかった。

「行動障害」を認められ、対応策を講じたが、対応が不十分だった。このなかから「虐待防止」に関する報告は、職員が支援に行き詰まり、問題行動を抑えるために、センターの運営法人の職員に頼って施設を評価していた。この結果、2012年10月、逮捕された元職員が利用者に暴行したと批判された。この結果、虐待防止が徹底しなかったと批判された。この結果、虐待防止が徹底しなかったと批判された。

毎日新聞 平26.3.26(水) 29面

千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会最終報告書(26年8月:抜粋)

1 人材育成や研修、職場環境、職員配置

(1) 職員の資質や職場環境の問題

虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。このため、**支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面がある**ことは否定できない。

例えば養育園第2寮の暴行した5人は、更生園で実施されているような**行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった**。

また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。

さらに、このような支援方法が、何人かの新たに配属された職員に容易に伝達したと考えられる。周りが安易な方法(暴行)を採っているから自分も安易な方法を、と、つまり、**周りがやっているから自分がやっても大丈夫だ、と感覚が幼稚化、そして麻痺し、負の連鎖が発生したものと考えられる**...

障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。
【平成26年4月1日施行】



厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、行動障害を有する者に対象を拡大

（参考）現行の制度内容

	【重度訪問介護】	【行動援護】
（対象者）	・重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上)	・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上)
（サービス内容）	・身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定	・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供 ・8時間までの利用を想定
（報酬単価）	・1,403単位 （7.5時間以上8時間未満）	・2,487単位 （7.5時間以上）
（介助者資格）	・20時間の養成研修を修了	・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了
（研修内容）	・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など	・障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等

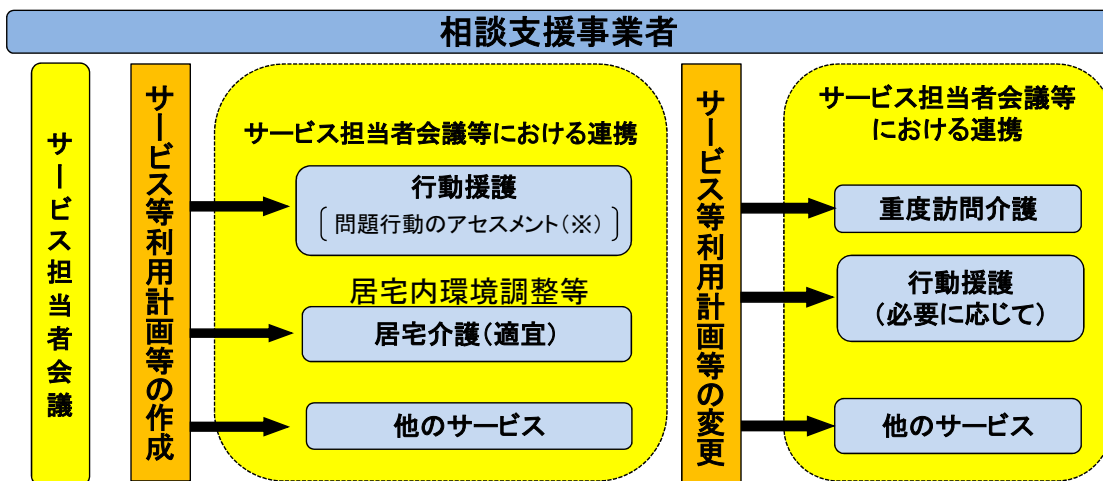
9

重度訪問介護の対象拡大後における行動障害を有する者への支援について

行動障害を有する者に対する支援のイメージは、具体的には以下のとおりとなる。

- ・ 相談支援事業者を中心とした連携体制の下で、
- ・ 行動援護事業者等が一定期間、問題行動のアセスメント(※)や居宅内環境調整等を行いつつ、
- ・ 居宅介護や他のサービスによる支援を行いながら、
- ・ サービス担当者会議等における連携により支援方法等の共有を進め、
- ・ 支援方法等が共有された段階で、サービス等利用計画の変更を行い、重度訪問介護等の利用を開始する。

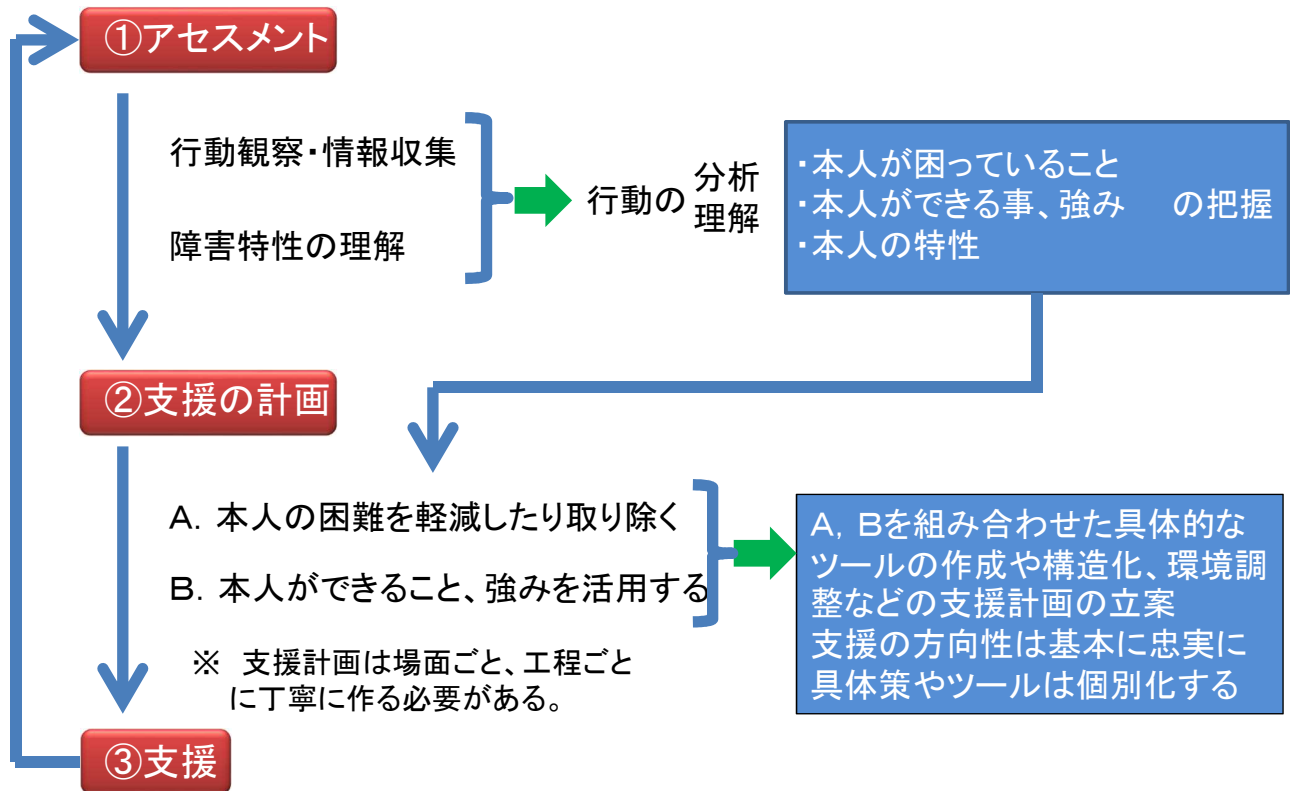
支援の流れ(イメージ)



※ 地域において行動援護事業者の確保が困難な場合等であって市町村が認める場合については、発達障害者支援センター・障害福祉サービス事業・施設等の職員、或いは臨床心理士などの専門家であって、行動障害に関する専門知識や経験を有する者によるアセスメント等を行うことも想定。

(参考資料3)

行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス



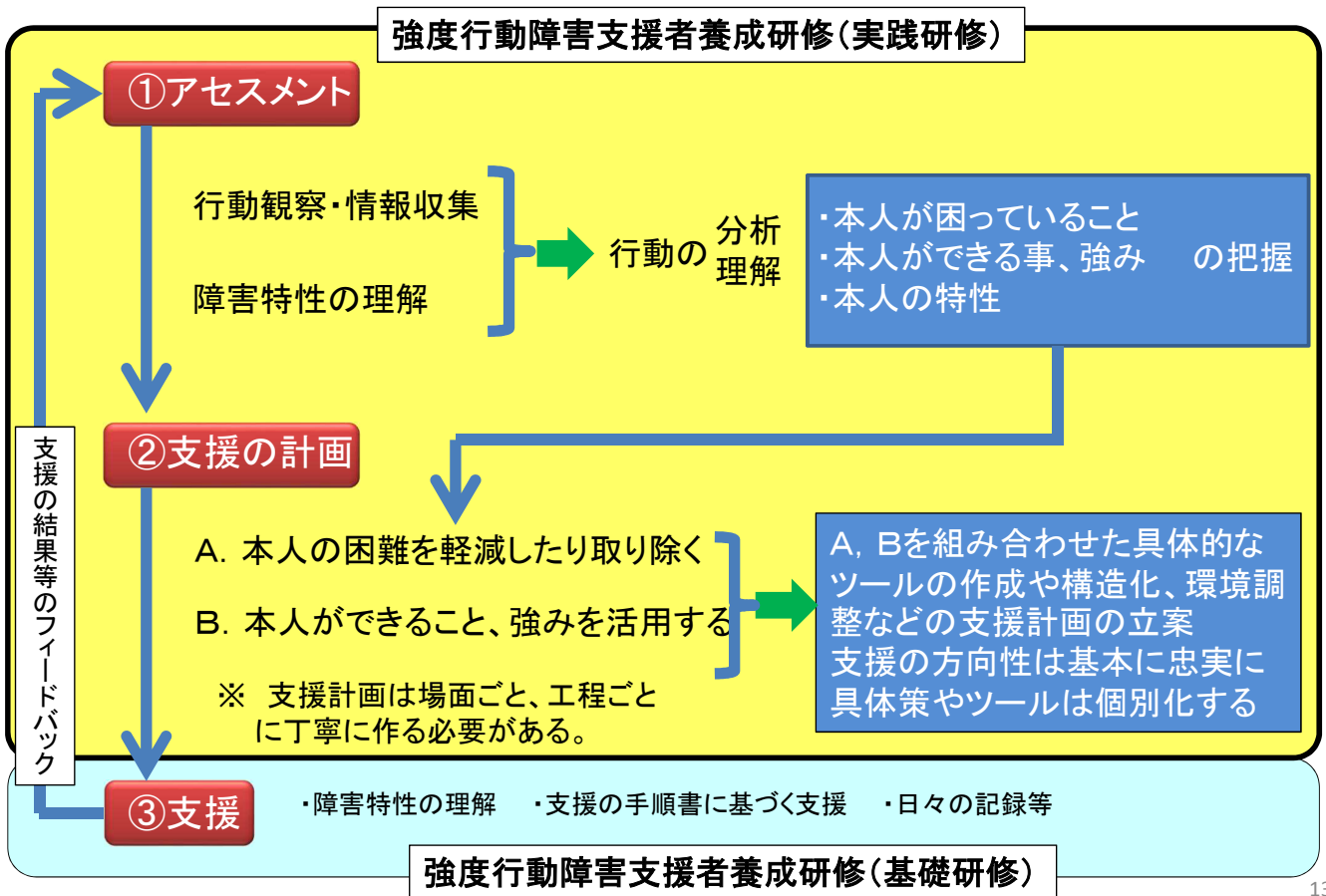
障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日

強度行動障害支援者養成研修について

強度行動障害を有する者に対する支援については、平成25年度に、支援者に対する研修として、強度行動障害支援者養成研修事業(以下、「基礎研修」という。)を都道府県地域生活支援事業の「メニュー項目に盛り込んだ」ところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)において実施しているところであるので、活用を図られたい。

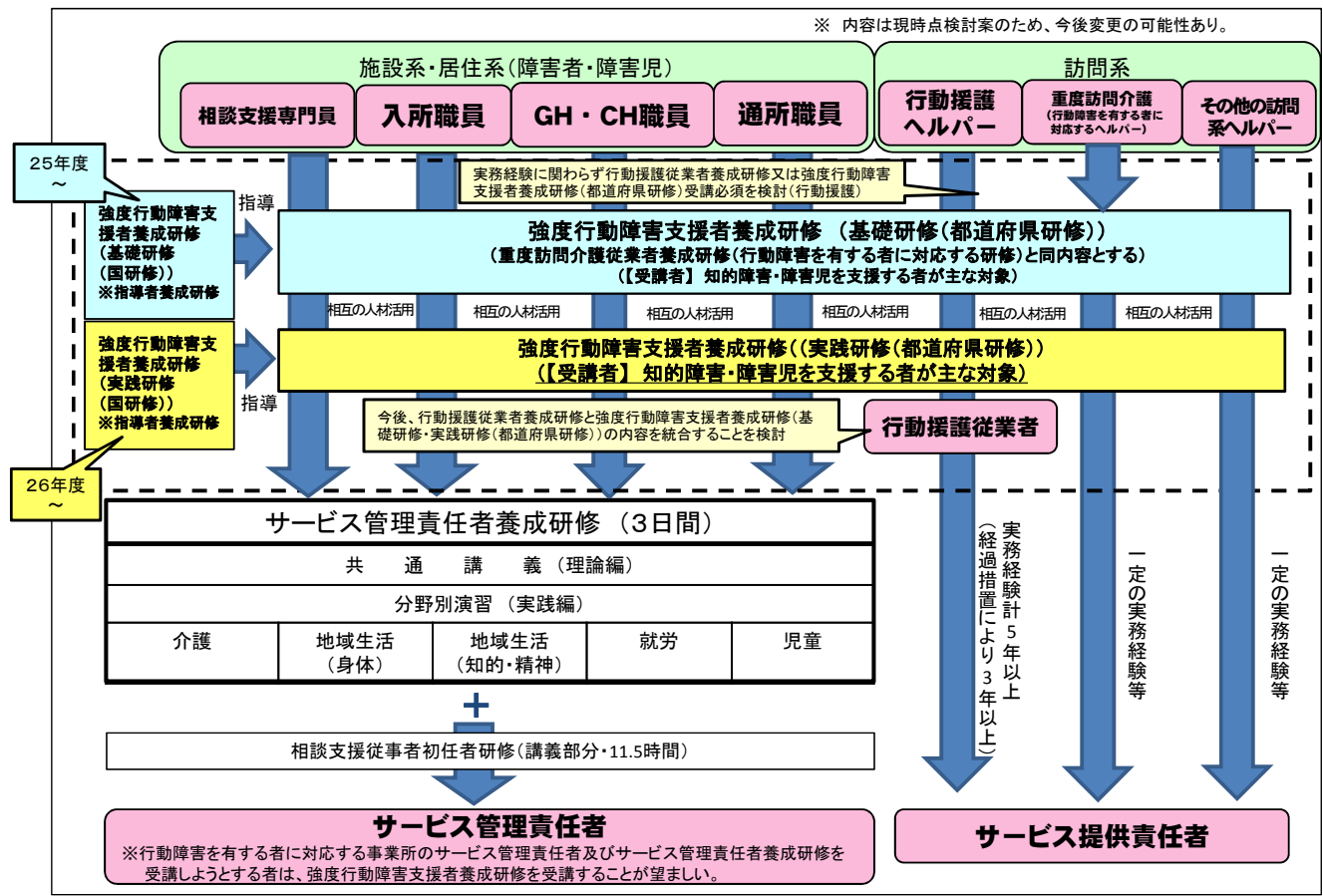
また、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修(以下「実践研修」という。)を実施するため、平成26年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成26年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取り組みに努められたい。

強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の位置づけ



【参考(平成26年度)】

強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について



障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日
**地域における強度行動障害を有する者に対する
 体制の強化について**

平成26年4月から、重度訪問介護の対象拡大により、在宅の行動障害を有する者が利用できる障害福祉サービスに重度訪問介護が加わることとなる。これにより、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となることから、都道府県及び指定都市におかれては、**発達障害者支援体制整備における発達障害者地域支援マネジャーを活用**するなど、地域支援体制の強化にご留意いただきたい。

発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備するとともに発達障害のある方の社会参加を促す。

発達障害者支援センター

(地活事業)

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援

職員配置:4名程度



(課題)

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地活事業)

- 発達障害者支援体制整備検討委員会 ●市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進 ●ペアレントメンター(コーディネータ)

(現行)地域支援体制サポート ※サポートコーチ2名分を積算

再編・拡充

一部新規
(4名分)

(新規) 地域支援体制マネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーの配置:6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村 (継続)

体制整備支援(2名)

全年代を対象とした支援体制の構築
(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等 (新規) 困難ケース支援(2名)

困難事例の対応能力の向上
(求められる事業所等の取組)
対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関 (新規) 医療機関との連携(2名)

身近な地域で発達障害に関する
適切な医療の提供
(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療



発達障害のある方の社会参加を促す

- (経済財政運営と改革の基本方針)
意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境の整備
- (日本再興戦略-JAPAN is BACK)
人材力の強化、障害者の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進



平成26年7月16日

今後の障害児支援の在り方について(報告書)

……また、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴とした行動障害は、障害特性を理解した適切な支援を行うことにより減少することが報告されている。施設等においては、行動障害に対応した加算が算定されているが、虐待事案において行動障害を有する者が被虐待者となる事案も少なくない。平成25年度から、障害特性を理解して適切な支援を行う職員の人材育成を行うため、強度行動障害支援者養成研修が開始されたため、虐待防止と支援の質の向上の観点から、施設、事業所の職員が研修を受講し適切な支援ができる体制の整備を報酬上評価するなど、研修の受講を進めるための具体的な方策を検討すべきである。

→ 厚生労働省としては、今後とも引き続き、強度行動障害支援者養成のための体制づくりの施策を継続的に実施。